

**臨時株主総会および普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定公告**

当社は平成 19 年 12 月 31 日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成 20 年 2 月中旬開催予定の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

（注）当社は、上記臨時株主総会において、当社普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する全部取得条項を付す旨の定款変更議案等を付議する予定です。当該定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本公告により、当該種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

平成 19 年 12 月 15 日

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
株式会社サイバードホールディングス
代表取締役社長兼グループ CEO 堀 主知ロバート

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部